平成２５年（フ）第６５号
山形県米沢市大字川井982番地の14
破産者　須賀　武光
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第１９３号
長野県松本市高宮北２番38号　エーデルワイス鎌田202、開始決定時住所長野県大町市大町3458番地２
破産者　久保田　衛
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２７６号
長野県大町市平7736番地１
破産者　川上　和彦
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第３０３号
愛知県愛知郡東郷町白鳥４丁目５番地１　押草団地112棟303号
破産者　岩本工務店こと　岩本　勝明
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９７４号
名古屋市守山区高島町124番地　アメニティハイム103号、従前の住所名古屋市緑区大高町字北横峯60番地の６
破産者　岡田　幸恵（旧姓加藤）
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１４４号
岐阜県多治見市赤坂町８丁目176番地108、住民票上の住所愛知県春日井市美濃町３丁目63番地
破産者　美那川英明
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６７５号
三重県志摩市志摩町越賀765番地
破産者　小川　晴正
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８４６号
愛知県みよし市福谷町杁ノ奥４番地20
破産者　坪　　幸廣
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２７４３号
大阪府四條畷市江瀬美町５番33―407号
破産者　堀川　一代
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９２２号
大阪市中央区内平野町２丁目２番13号　内平野町ハイツ802、事業所所在地広島市南区的場町２丁目６番10号
破産者　時雨寿司こと　沖　　博文
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９２３号
大阪市中央区内平野町２丁目２番13号　内平野町ハイツ802、前住所広島市南区的場町２丁目６番10号
破産者　沖　　絹江
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４０９号
大阪市住之江区浜口東３丁目７番７号浜口東マンション301号、開始決定時大阪市住之江区浜口東３丁目７番10号
破産者　和田　吉史
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５０１号
大阪府泉大津市汐見町21番地の24
破産者　大井　　嘉
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６２５号
大阪府四條畷市中野本町23番２号　エントピアナワテＡ101
破産者　安藤　一信
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７６７号
大阪府東大阪市荒川１丁目６番16号　コンフォートハイツ岩崎503号、前住所大阪府東大阪市岸田堂西２丁目３番３号
破産者　江城尚雄こと　文　　尚雄
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３５６号
堺市堺区南三国ヶ丘町６丁４番20号、前住所大阪市阿倍野区阪南町１丁目46番20号　昭和町ロイヤルハイツ203号
破産者　酒井　康雄
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４７６号
大阪府東大阪市河内町６番６号
破産者　南郷　冨三
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６１６号
大阪市天王寺区勝山１丁目11番14―104号
破産者　岡田　利弘
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部